

「名古屋大学環境安全衛生推進本部」の設置について

1. 趣旨

大学が法人化されたことに伴い、新たに労働安全衛生法に係る「安全マニュアルの作成及び安全教育」、「巡視・点検マニュアルの作成」、「作業環境測定」、「大気環境測定」、「ドラフトチャンバーの維持・点検・管理教育」などの業務について責任が問われるようになった。学生も安全・安心な環境で教育・研究が受けられる大学を希望しており、益々、環境安全衛生の重要度が増している。

しかしながら、本学には化学物質、放射性物質、遺伝子組み換え、伝染病などを扱う研究組織等も多く、その環境安全衛生に係る管理、対応を誤ると重大な事態に陥る危険性がある。

従来、各々の研究組織等において、大きな事故等が多発している状況ではないが、学生と職員の対応の違い、部局が異なることによる管理、対応の違いなどの問題を多く抱えている。また、社会問題化しているアスベスト対策、PCB廃棄物処理、耐震補強問題など、本学としても全学的・横断的な取り組みが急務となっている。

このため、環境安全衛生に関する各組織の統括を担い、環境安全衛生に関して一元的に責任を負う横断組織として「名古屋大学環境安全衛生推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、本学における環境安全衛生に関する基本方針や管理運営に関する企画・立案及び全学的な業務を担い、安全・安心な環境を推進する組織を設置した。

2. 任務

推進本部は、設置目的を達成するため、全学の協力を得て次の任務を果たす。

- ・環境安全衛生に係る総括
- ・環境安全衛生に係る全学横断的な事項の企画・立案・実施
- ・環境安全衛生に係る教育訓練等の普及・啓発活動
- ・環境安全衛生に係る連絡・調整
- ・その他本学の環境安全衛生の推進

3. 組織

- (1) 推進本部に本部長を置き、総長が指名した理事又は副総長が務める。
- (2) 本部長を補佐するため、副本部長を置くことができる。
- (3) 推進本部に環境安全衛生推進室（以下「推進室」という。）及び環境安全衛生業務部（以下「業務部」という。）を置く。

○推進室

- ・推進室は、本学における環境安全衛生の推進に係る業務の総括及び全学横断的な事項の企画・立案、その他環境安全衛生推進本部の運営に関することを行う。
- ・推進室に室長及び室員を置き、室長は、室員のうちから総長が任命する。
- ・室員は、次に掲げる職員で構成し、兼任とする。
 - 1) 環境安全衛生管理室長
 - 2) 施設計画推進室長
 - 3) 災害対策室長
 - 4) 総合保健体育科学センター保健管理室長
 - 5) 総長補佐のうち総長が指名した者
 - 6) 原子力委員会委員長
 - 7) 施設管理部長
 - 8) その他総長が特に必要と認めた者

○業務部

- ・業務部は、環境安全衛生に係る全学横断的な事項の実施、環境安全衛生に係る教育訓練等の普及・啓発活動、環境安全衛生に係る連絡・調整、その他本学の環境安全衛生に係る推進業務を連携して行う。

・構成

- 1) 環境安全衛生管理室長及び室員
- 2) 施設計画推進室長及び室員
- 3) 災害対策室長及び室員
- 4) 総合保健体育科学センター保健管理室長及び室員
- 5) 施設管理部職員

・業務

1) 環境安全衛生

廃棄物処理取扱、化学物質管理システム、R I 取扱、X線取扱、高圧ガス取扱、局所排気装置点検・検査等講習会の実施・時期・周知方法、安全マニュアルの整備指導、環境報告書作成、PCB廃棄物処理等

2) 災害対策

地震防災訓練、防災教育等の実施・時期・周知方法、災害対策等

3) 保健管理

学生、職員及び特定有害業務従事者の健康診断、除細動器使用説明会、メンタルヘルス講習会等の実施・時期・周知方法等

4) 施設安全

防火訓練、キャンパスクリーン等の実施・時期・周知方法、交通安全、アスベスト対策、耐震対策等

(4) 推進本部に環境安全衛生に関する重要事項を審議するため、推進本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

- ・本部会議の議長は、本部長が務める。
- ・本部会議は、本部長、副本部長、推進室員及び総長が任命する委員で構成する。

4. 関係部局等との連携

- ・推進本部は、本学の全構成員並びに本部及び各部局に対する環境安全衛生に関して一元的に責任を負う組織である。
- ・推進本部は、環境安全衛生に係る業務の執行に当たって関係する部局からの確かな情報提供等に基づき対応後、関係する部局へ指示・指導する。
- ・環境安全衛生関係の本部各課の技術・事務支援を受け、総合企画室と緊密な連携を保ちつつ、環境安全衛生に係る企画・立案等を行う。

5. 設置時期

平成18年4月1日設置